# 第２章　復興本部

## １　復興本部の設置

知事は、地震により被害を受けた地域が東京都の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置する。

本部は、被災後１週間程度の早い時期に設置するものとし、震災復興基本方針及び震災復興計画を早期に策定することにより、震災復興後の都市ビジョン、都民生活ビジョン、震災復興計画の到達目標、事業指針等を都民に明確に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していく。

## ２　復興本部の役割及び災害対策本部との関係

○　復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

【震災時における東京都の取組図】

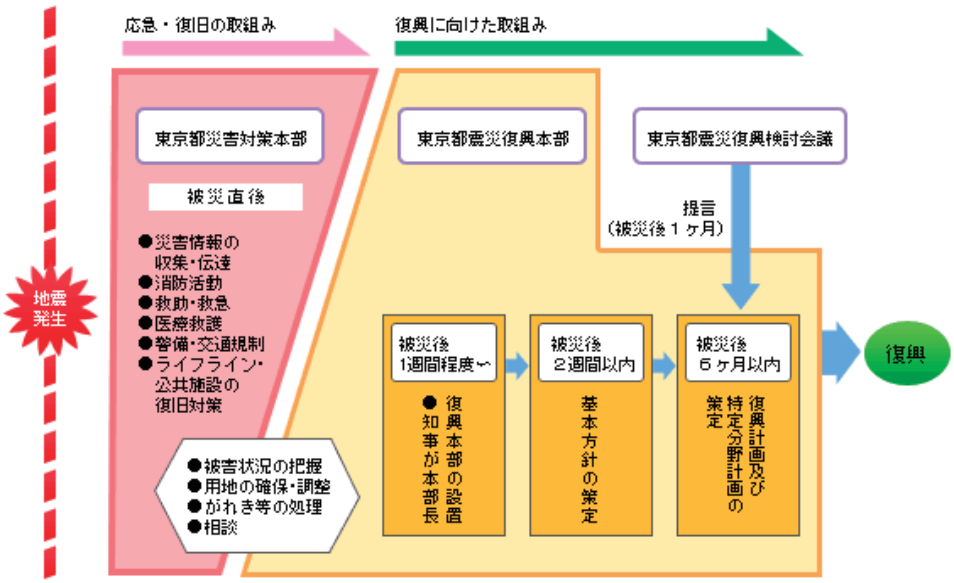

## ３　復興本部の関連組織

○　本部に本部長（知事）、副本部長及び本部員を置く。

○　本部員は、東京都組織規程に定める本庁の局、青少年・治安対策本部及び病院経営本部の長、東京都公営企業組織条例に定める局の管理者、消防総監、教育長及び危機管理監とする。

○　震災の状況に応じ、儀典長、中央卸売市場長等、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。

○　警視庁、東京都教育委員会等行政委員会の管理に属する組織の職員を本部員として指名する場合は、当該組織の長又はその長の指定する者を指名する。

○　本部員の職責は、本部長の命を受け、又は復興本部会議の決定に従い、震災復興に係る事務事業を企画立案し、実施すること、担任事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること及び本部長の特命に関すること。

（資料第　　「東京都震災復興本部及び関連組織」別冊Ｐ　　）

## ４　復興本部における各局の分掌事務

| 機　関　名 | 分　掌　事　務 |
|---|---|
| 都　総　務　局 | 1　本部会議の運営に関すること<br>2　震災復興基本方針の策定に関すること<br>3　震災復興計画の策定に関すること<br>4　震災復興事業の総合調整に関すること<br>5　震災復興に係る企画調査に関すること<br>6　震災復興事業に係る人事計画に関すること<br>7　区市町村における震災復興事業の調整に関すること<br>8　震災復興事業に係る職員派遣に関する他団体との調整に関すること<br>9　被害情報等の収集及び連絡調整に関すること<br>10　前各号に掲げるもののほか、他の局に属しないこと |
| 都知事本局 | 1　大使館等との情報連絡及び調整に関すること<br>2　震災復興に係る報道機関との連絡及び放送要請に関すること |
| 都青少年・治安対策本部 | 1　震災復興に係る青少年の健全な育成及び治安対策に関すること |
| 都　財　務　局 | 1　震災復興事業に係る予算の総括に関すること<br>2　震災復興に係る財政計画に関すること<br>3　震災復興に係る用地調整に関すること<br>4　前３号に掲げるもののほか、震災復興に係る財務及び議会に関すること |

| 機　関　名 | 分　掌　事　務 |
|---|---|
| 都　主　税　局 | 1　震災復興に係る税制の調査研究に関すること<br>2　都税の課税、減免等に係る家屋被害調査に関すること<br>3　前２号に掲げるもののほか、震災復興に係る都税に関すること |
| 都生活文化局 | 1　震災復興に係る広報広聴及び都民相談体制の整備に関すること（他の局に属するものを除く。）<br>2　震災復興に係るボランティア活動等市民活動に関すること<br>3　在住外国人等に対する震災復興に係る情報連絡等に関すること<br>4　文化施設等の再開に関すること（他の局に属するものを除く。）<br>5　前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る都民文化、男女平等参画、私立学校、消費生活その他都民生活に関すること |
| 都スポーツ振興局 | 1　スポーツ施設の再開に関すること（他の局に属するものを除く）<br>2　前号に掲げるもののほか、震災復興に係るスポーツに関すること |
| 都都市整備局 | 1　都市復興計画の策定及び推進に関すること<br>2　住宅復興計画の策定及び推進に関すること<br>3　震災復興に係る再開発事業及び土地区画整理事業の事業計画及び実施に関すること<br>4　震災復興に係る再開発事業、土地区画整理事業等における事業予定地の利用調整に関すること<br>5　前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る都市計画、住宅及び住環境整備その他の都市整備に関すること |
| 都　環　境　局 | 1　震災復興事業の遂行に係る環境対策に関すること<br>2　災害廃棄物の処理に係る連絡調整に関すること |
| 都福祉保健局 | 1　震災復興に係る地域医療体制及び地域福祉体制の整備に関すること<br>2　医療機関及び社会福祉施設等の再建に関すること（他の局に属するものを除く。）<br>3　震災復興に係る保健対策に関すること（他の局に属するものを除く。）<br>4　震災復興に係る生活環境の整備に関すること<br>5　震災復興に係る生活支援対策に関すること（他の局に属するものを除く。）<br>6　前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る保健衛生、医療、社会福祉及び社会保障に関すること（他の局に属するものを除く。） |

| 機　関　名 | 分　掌　事　務 |
|---|---|
| 都病院経営本部 | 1　所管する病院の機能回復に関すること |
| 都産業労働局 | 1　震災復興に係る中小企業施策に関すること<br>2　震災復興に係る観光施策に関すること<br>3　震災復興に係る農林漁業施策に関すること<br>4　震災復興に係る雇用就業施策に関すること<br>5　前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る産業及び雇用就業に関すること |
| 都建設局 | 1　震災復興に係る道路、河川及び公園事業の計画及び実施に関すること<br>2　震災復興に係る公園、河川、事業予定地その他のオープンスペースの利用調整に関すること(他の局に属するものを除く。)<br>3　前２号に掲げるもののほか、震災復興に係る土木に関すること |
| 都港湾局 | 1　港湾、空港及び漁港の復興に関すること<br>2　震災復興に係る港湾等の機能の確保に関すること<br>3　震災復興に係る海上公園及び埋立地の利用調整に関すること<br>4　前３号に掲げるもののほか、震災復興に係る港湾に関すること |
| 都会計管理局 | 1　震災復興事業に係る会計事務に関すること |
| 東京消防庁 | 1　震災復興に係る火災その他の災害の予防、警戒及び防御ならびに救急に関すること<br>2　危険物施設等の機能回復に関すること<br>3　震災復興に係る消防についての都民相談体制の整備に関すること。<br>4　前３号に掲げるもののほか、震災復興に係る消防に関すること |

（注）　本部の局は、平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に震災復興事業を推進していく体制として、組織規程上の局等に対応し、それに上乗せする臨時的な組織とし、名称及び分掌事務を定めたものである。なお、公営企業及び行政委員会の震災復興に係る組織の設置に関する事項は、各公営企業管理者及び各行政委員会の権限に属する。

## ５　復興総局

本部長は、震災復興事業に係る事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整するため必要があると認めるときは、復興本部に復興総局を置くことができる。

## ６　復興総局の編成

復興総局に、連絡調整室及び復興調整室を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

| 室　名 | 分　掌　事　務 |
|---|---|
| 連　絡　調　整　室 | １　震災復興事業に関する重要な方針及び計画に係る国、他の地方公共団体等との連絡調整に関すること<br>２　その他復興総局に係る庶務に関すること |
| 復　興　調　整　室 | １　震災復興事業に係る基本的な方針ならびに事業、財政、人事及び組織に関する計画の総合調整に関すること<br>２　震災復興事業の推進に係る用地利用その他重要事項の全庁的な調整に関すること |

総合的な事業計画及び人事・組織計画については都総務局が、都市復興計画については都都市整備局が、予算・財政計画については都財務局が、報道に関することについては都知事本局が、それぞれ所管するが、復興総局を設置した場合には、復興総局がこれら個別の施策調整・立案部門を更に横断的に総合調整する。

## ７　復興総局の分掌事務及び役割

○　用地の利用調整など震災復興事業の推進に当たって必要となる重要事項についての全庁的な調整を行う。

○　震災復興事業に関する重要な方針及び計画に関して、国、区市町村その他の地方公共団体等との連絡調整を行う。

○　復興総局は、個別計画等の策定等自体を直接行うものではなく、これらを総合的に調整するためのスタッフ機能を担う。

○　復興総局の局長は、震災復興事業に関する重要な計画等を総合的に調整するという職務を有するものであるため、その範囲内で各局の事務を総括する。

○　復興総局の編成は、資料第　「復興総局の編成」別冊Ｐ　のとおりである。